

第78回 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

日 時 令和5年2月2日(木)

10:30～12:00

場 所 ホテル一畑 平安

○奈良防災部長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第78回島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を開会いたします。

まず、会長である丸山知事から御挨拶申し上げます。

○丸山会長 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、この協議会の開催を御案内申し上げましたところ、委員の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度の協議会では、島根原発2号機の再稼働の判断を行うに当たりまして、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を頂戴したところであります。改めて御礼を申し上げます。皆様方から頂戴しました御意見に加えまして、住民説明会や原子力安全顧問、関係自治体、県議会などの御意見も併せて踏まえまして、安全性、再稼働の必要性、避難対策を含む様々な観点から総合的に判断をした結果、島根原発2号機の再稼働は、現状においてはやむを得ないと考えまして、昨年6月に容認する判断をいたしましたところでございます。

本日の会議では、中国電力から原子力発電所の取組状況の御説明をいただき、県からは、今年度実施をいたしました原子力防災訓練などにつきまして御説明をさせていただきます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

○奈良防災部長 本日の議事進行を務めます島根県の防災部長の奈良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会の進め方について、皆様にお伝えいたします。

本日の議題は3つございます。まず、議題1につきまして、中国電力から、資料1により説明をいただきます。その後、委員の皆様から質問をいただく時間をお取りいたします。続いて、議題2、3につきましては、事務局である島根県から、それぞれ資料2、3、4に基づき説明を行い、説明の後でまとめて御質問をいただく時間をお取りします。なお、時間が許せば、会場後方の一般参加の方々にも、会の最後に質疑の時間を取りたいと思います。

それでは、中国電力の説明者の方には前方の説明者席に移動いただき、議題1について説明をお願いします。

○北野島根原子力本部長 中国電力の北野でございます。一言御挨拶を申し上げます。

島根原子力発電所周辺環境安全対策協議会の皆様には、平素から、当社事業への御理解と御高配を賜っております。厚く御礼を申し上げます。また、本日は、このような場で貴重なお時間をいただきますことに対しましても、重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、島根2号機につきましては、昨年12月23日に、原子炉設置変更許可を踏まえた工事計画認可申請書の第7回の補正を提出しております。設備の詳細設計に関する耐震計算書や強度計算書の一部、こういったものを認可申請から最終的に取りまとめて全てを提出したものでございます。これにより一通りの提出が終わりましたが、今後、再稼働に向けては、この工事計画だけではなく、保安規定の認可、保安規定は運用をつかさどるものでございますが、この保安規定の認可なども必要になってまいります、遅滞なく対応してまいりますとともに、3号機も含めました私どもの安全対策の取組状況につきましては、しっかりと御説明してまいりたいというふうに考えております。

そのような中ではございますけれども、既に御承知かとも思いますが、本年4月からの電気料金の見直しにつきまして、当社は昨年11月25日に、経済産業大臣に低圧の規制料金、これの認可申請を行っております。幅広い分野で物価高騰が続く中、大変、当社としても心苦しいところではございますけれども、低圧の規制料金では約3割の値上げ申請としておるところでございます。安定して電気をお届けするためには、大変申し訳ございませんが、苦渋の決断でございまして、何とぞ御理解くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

また、昨年12月以降、公正取引委員会から、カルテル等に関する御指摘を受けていること、また、電力・ガス取引監視等委員会のほうから、お客様情報の閲覧に関する報告徴収を受けている事案も発生しております。これらの件につきましても、この場を借りまして、改めておわびを申し上げます。

最後になりますけれども、当社の事業、とりわけ島根原子力発電所の運営は、地域の皆様からの信頼があってこそ成り立つということを再度肝に銘じまして、今後とも皆様に、私どもの取組をしっかりと説明してまいりますので、引き続き皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、島根原子力発電所の状況につきまして、島根原子力本部副本部長の

長谷川のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○長谷川島根原子力本部副本部長 それでは、資料1の御説明に移ります。前回、私ども、この会議で島根原子力発電所の状況について御説明したのが、おととしの10月でございます。それ以降、先ほど来、お話ございますけれども、島根県をはじめとして自治体のほうの御回答をいただき、現状はさらに、今日御説明しますけれども、国の審査が続いているというところでございます。一部、委員の交代もあったようでございますので、過去の経緯も含めまして御説明をしてみたいと思います。

それでは、3ページ目を御覧いただけますでしょうか。島根原子力発電所の構内配置図でございます。このページでいいますと、左側のほうから1号機、そして3号機までが並んでございます。現在、ちなみに構内には3,500名の者が働いております。

4ページ目を御覧ください。1号機から3号機ございますけれども、特徴的なのは、まず、上から3行目、原子炉の型式でございますけれども、いずれも沸騰水型、福島事故炉と同じものを採用してございます。それぞれ運転開始年度、もちろん3号機はまだ運開をしてございませんけれども、かなり開きがあること、あるいは出力も御覧のように、その当時の標準型を採用してございまして、かなり開きがございます。ちなみに、2号機の82万キロワットが、ほぼ山陰両県の6割方の電気をつくることができます。いずれも2号、3号につきましては、国の新規制制度、全て合致いたしまして初めて運転開始に至ります。また、1号機は、当時、既に運転開始から40年経過しておりましたので、現在、廃止措置工事を進めているところでございます。

6ページ目を御覧ください。福島事故後につくられました新規制の概要を示してございます。中ほど、少し高く書いたり、また、上のほうに色分けがしてございます、これが新規制でございます。従来規制に比べまして、今回の福島の事故の原因でございました自然災害、とりわけ地震、津波、さらには原子炉が溶けて放射性物質が環境に出るという、従来では規制対象外であったアクシデントまで起きてございます。そういったところまで含めた規制体系に変更がなされてございます。

7ページ目は、それを階層別にお示したものでございます。第3層までが、まずは事故を起こさない、徹底的に対策を進めるもの、そして、4層目、この辺りは炉心が溶けるという今回起きました異常事態に対しても適切に対応ができるよう、さらには防災の領域、5層でございますけれども、万一に備えた対策、防災という観点の法整備もなされてございます。

8 ページ目を御覧ください。現在、継続して審査を受けていると申しましたけれども、実は、国の審査は御覧の3段階から構成されております。

まず、上のほう、①原子炉設置変更許可、こちらが安全規制、我々の安全に対する姿勢、そういったものを確認いただく大きな柱になります。当社の場合は、既におとし9月に合格をいただきましたけれども、申請から7年半を費やしてございます。そして、もともと自治体、島根県さん、松江市さんの安全協定の事前了解は、この設置変更許可をいただくことに対する了解と私ども理解しておりますので、おとし9月の合格以降、直ちに各自治体の手続を進めていただきました。

そして、現在進めておりますのが、②の設工認申請の審査、これは後ほど詳細に御説明しますけれども、①の思想どおりに詳細な設備が造られるか、あるいは運用されるか、そういった観点から、むしろ非常に細かな技術的なチェックを行うと、こういう審査でございまして、③番目が保安規定、先ほども申しましたけれども、これはマニュアルとお考えください。新しく造った設備が、しっかりと我々所員あるいは協力会社の下に運用がなされるか、そのマニュアルを審査いただくものでございます。

現在、私ども2号機の審査の状況でございますけれども、②既に審査会合を5回、ヒアリングにつきましては400回弱行っていただいております。当社の考えでございますけれども、かなり終盤に差しかかっているのではないかなという気がしております。この②の設工認、合格いたしますと、その後は、使用前事業者検査に移ります。実際に設備が計画どおりに動くかどうか、こういったものをしっかりと確認する行為でございます。最終段階では、原子炉に燃料を入れまして、いよいよ起動の直前までの検査を進めると、こういうステップがございまして。

さて、10 ページ目を御覧ください。福島事故を踏まえて、私ども電力会社、ほかのプラントもおおむね同じような対策を進めておりますけれども、そちらについて、この1枚の図で御説明したいと思います。

福島事故、もう12年、もうじきたちますけれども、最初に非常に大きな地震が起きました。しかしながら、当初の設計どおり、大きな地震を検出しますと、原子炉、自動停止することになっております。これはもう想定どおりの対応、福島事故炉も全て安全に自動停止いたしました。停止しますと、本来は発電をしておりますけれども、今度は電気をもらって冷却設備を動かすと、こういうことになります。右の上を御覧いただきますと、送電線がございまして。残念ながら福島事故炉では、地震によりまして地滑りが起きまし

て、この送電線が倒壊いたしました。つまり、外から電気がもらえなくなるという状況になっております。しかし、そこは実は想定どおりでございまして、非常用のディーゼル発電機が多号機設置してございまして、直ちに発電を開始して、電気を供給しました。これによって、冷却機能は正常に動いております。

しかし、その後、大きな津波がやってまいりました。福島プラントは10mぐらいの敷地高さでございまして、敷地を越えて、津波が原子炉まで到達する、あるいは先ほど申しました非常用ディーゼル発電機、非常に重量の重たい設備でございまして、低層階に設置されております。いずれも津波で使えなくなってしまって、最終的にはあのような事故に至ったわけでございます。したがって、私ども電力会社は、まず津波を敷地に入れない、これが新規のまず一番の考えでございまして、島根原子力発電所では、左端、御覧ください。総延長1.5km、海面から15mの防波壁、これが既に完成してございまして、これによって、想定津波11.9mが仮に襲来しましても、敷地の中には津波が浸水しないと、こういう設計になっています。

そして、何より重要なのは、電源と冷却でございまして、右上のほうの少し高いところを御覧いただきますと、例えば赤い給水車、これ、単独でも最終的には注水をして冷却することができます。高台に安定的に非常用の電源が送れるような大型のガスタービン発電機も3台設置してございまして、右上のほう、竜巻がございまして、自然災害に対しても徹底的な対策をしております。

また、中頃、上段のほうに、航空機が書かれてございまして、これはテロ行為を意識した航空機でございまして、テロ対策も、今回の新しい規制の目玉でございまして、しっかり設置することになってございまして。

11ページ目を御覧ください。今回の御説明のとおり、私どもは、今電源の強化、冷却系の強化、徹底的に進めているところでございまして。

12ページ目を御覧ください。浸水を防ぐ設備としては、まずは高い防波壁がございまして、電源系統も今申し上げたとおりでございまして、新たな設置のガスタービン発電機、冷やす手段についても、様々な追加の設備を設置しております。また、水素爆発で事故が拡大しておりますけれども、こういったものにも備えをしております。

13ページ目を御覧ください。緊急時の指揮所、非常に重要になります。場合によっては、発電所の中はかなり高い放射線のレベルになることも考えられます。そんな中でも、法令の被ばく値をクリアしながら、一定の人数が必ず発電所にとどまりまして、復旧作業

ができるように、当社の場合は、右下の緊急時の対策所、これは耐震構造で造ってございます。それに加えて、免震構造のバックアップ設備も備えてございます。

14 ページ目を御覧ください。これらの新しい設備も結果、動かすのは人でございます。私どもは常に、協力会社を含めて訓練を重ねて、万全の体制をしいてございます。

15 ページ目、通信機能、もちろん事故時は皆様のほうへもしっかりと情報をお届けする必要があります。強化をしております。

16 ページ目、タイトルが自主対策となっております。これまで御説明した対策は法令要求ですから、必ず設置をしなければいけない設備でございます。これに対して、私どもが、この島根原子力発電所特有の事情等を勘案しまして、自主的に安全対策を強化しているものもございます。

17 ページ目、その一つ、大きな一例が地下水対策でございます。今回、春先から福島第一原子力発電所では、この処理水、トリチウム水を含んでおりますけれども、海洋放出をするという計画を今進めてございますけれども、そういった事態を防ぐために、地下水が汚染しないような対策、島根原子力発電所固有の地形等を勘案して、あるいは設備も含めまして対応を進めてございます。

それでは、20 ページ目、移ります。現在の私どもの審査の適合状況でございます。先ほど申しましたように、原子炉設置変更許可は2013年の12月に申請いたしまして、21年の9月に合格をしてございます。こちらについて、これまで御説明したとおりでございますけれども、21 ページ目を御覧ください。現在は工事計画認可、これ、いろいろ工事計画認可、設工認とか設計計画工事計画認可、同じことでございます。実は途中で法体系変わりました、呼び方が少し変わりましたが、私どもは旧制度で申請しておりますので、工事計画認可、工認と呼んでございます。

既に御覧のように、7回補正書なるものを提出しています。補正という言葉は業界用語でちょっと分かりにくいかと思っておりますけれども、数多く国のほうのヒアリング、あるいは規制委員による審査を受けますけれども、その都度、いろいろ御指摘を受けてまいります。そうしますと、当初出しました申請書からかなり変更点が出てまいります。そういった変更点を改良する、見直したものを補正書と申しております。こういった行為は通常行うものでございまして、補正書を重ねて提出することによって審査が進んでいくというふうに御理解ください。

22 ページ目、この補正書とはどんなものかをこの表に示してございます。表の左端見

ていただきますと、上のほうに原子炉本体、設備がございまして、それぞれ本文、添付書類というものがございます。添付書類の中でも特に重要なのは耐震計算書、あるいは強度計算書でございます。設置する機器が所定の強度、あるいは耐震強度を持つかどうか、非常に膨大な計算書を提出してございます。場合によっては1回の補正書で数千ページにも及ぶと、こういったものを提出しております、2号機の場合は、今年の12月で全て、現状考えております補正を終えてございます。

23ページ目から、現在も進めております特徴的な工事を御説明をいたします。

まずはブローアウトパネル閉止装置の設置でございます。ブローアウトパネルというのは、注意書き、※印のところに書いてございますけれども、従来から設置されてるものでございまして、例えば主蒸気配管、蒸気、かなり高温高圧なんですけれども、こういったものが損傷しますと、原子炉建屋の中に出てまいりまして、内圧を上げます。それが結果、建物を壊すことにつながりますので、一定の圧力になりますと、自動的に開く扉が設置されております。これ、従来どおりなんですけれども、今回の規制要求は、これが開いた後、もう一度閉めなさいと、こういう要求でございます。なぜ閉めなきゃいけないかといいますと、こういう開く状況で、もし原子炉が壊れているような状況ですと、相当環境、発電所の中には放射性物質が漂っております。開いたブローアウトパネルから漂っている放射性物質が逆に入り込みまして、中央制御室の運転員の被ばくを増やす危険性がございます。ですから、必要なブローアウトパネル、一度開きましたら、今度閉めるようにと、この工事を今進めているところでございます。

24ページ目、防波壁の漂流物対策工と書いてございます。これも審査の最終盤で要求がございました。大きな津波で、もし島根原子力発電所の沖合で航行しています船舶が漂流、難破状態になったときに、津波に乗って防波壁に激突したときに、防波壁が強度的に耐えられるかどうか、こういうチェックをなささいという要求でございます。結果、19トンのイカ釣り船、これが近隣の漁港にございまして、それがもし難破状態で衝突しますと、現状の設備では、場合によっては損傷が起きかねないということで、今、仮にぶつかっても防波壁が壊れないような対策を進めてございます。

そして、25ページ目でございます。土石流対策、ちょっとこれだけ見ますと分かりにくいので、すみません、一度、3ページ目へ戻っていただけますでしょうか。構内の配置図がございまして、この土石流、どこを流れるかといいますと、1号機、お分かりになりますでしょうか。1号機の左のほうを見ていただきますと、上から下、南から北のほうへ、

道路が1本走っております。ここに土石流が発生する可能性があります。ここに土石流が発生しますと、左の上のほうに、緊急時対策所と書いてありますけれども、ここから2号機のほうへアクセスできなくなります、道が塞がりますから。それは復旧作業に支障を来しますので、元へ戻っていただけますでしょうか。結果、地下のトンネルを掘りまして、土石流が来たとしても、地下のトンネルによってしっかりと2号機のほうへアクセスできるようにすると、かなり大がかりな工事を今進めてございます。

26ページ目、保安規定の変更申請、これも、ちょうどおとといでございますけれども、補正書を提出しております。今回はどういう補正書を提出したかといいますと、緊急時の体制、まさしく異常事態に、何人の所員あるいは協力会社の方でこういう初動をやって、次の対応をするかとか、そして、もう一つは、今、御説明しました新しい設備を運転するときの基準値ですね、幾らぐらいまでの例えば圧力まで運転していいのかとか、もしそれを超えたらどういう対応をするのか、こういう細かなルールを決めております。

また、もう一つ、安全文化の向上に対しまして、本社のほうに一元的に組織を集約いたしまして、一層の安全文化向上対応をしていくと、こういったものを盛り込んでございます。

27ページ目、使用前事業者検査でございます。先ほど御説明したとおり、工認が合格いたしますと、こちらの段階に入ってまいります。下のほうに丸が2つ書いてございますけれども、構造・強度及び漏えいに係る検査、さらには機能及び性能に係る検査、先ほど申し上げたとおりです。所定の性能どおりに機器が動くかどうかを確認してまいります。

28ページ目からは、これまでの工事計画認可、工認の審査状況を示したものでございます。

さて、30ページ目からは、3号機でございます。3号機は、当社、今、対外的に、あるいは規制庁のほうに、このように申し上げております。現在、当社のマンパワー的には、2号機の工認対応に全力を傾注したいと考えてございます。しかしながら、一部の3号の審査において、人員的にも対応が可能なものがございますので、そこについては並行して審査をお願いしたいというふうに申し上げておりまして、実際、そのような審査をしていただいております。

31ページ目を御覧ください。御覧のように、下にございますけれども、これまで補正書を出して、審査も受けているところでございます。

特に、32ページ目、あるいは33ページ目ですけれども、当初、3号機の申請書、設



置変更許可申請は、2号の審査が終わる前の条件で提出しておりました。一番大きく変わりました、例えば32ページ目、地震の強さ、あるいは33ページ目、津波の高さ、2号の審査の中で大きく強化されております。3号機の場合は、同じ敷地に設置されておりますので、ほぼ2号機のこういった申請内容そのものが適用されると考えておりますけれども、改めて補正書という形で申請をさせていただきます。

34ページ、35ページ目、先ほど申し上げましたように、現状、2号の工認の対応以外でできるところといたしますと、実は、ちょっと専門的になるんですけども、35ページ目、上のほうを見ていただけますか。チャンネルボックスの厚さを変更することと書いてあります、チャンネルボックスというのは、燃料集合体を囲う支えのような箱で、筒でございます、今回、3号機、耐震性能を上げるために少し厚めのチャンネルボックスを採用いたします。そうしますと、従来、採用しておりました原子炉の挙動解析コードが変更になりますので、現在、新しい解析コードの審査を受けております。こういった部門につきましては、2号機の審査とラップしませんので、私ども、その専門の要員を今、3号機のほうへ向けていると、こういう状況でございます。2号の工認の審査が終われば、その要員を3号の審査のほうへシフトさせていきたいというふうに考えております。

36ページ目、最後になりますけれども、1号機の廃止措置の状況でございます。39ページ目まで進めていただきますと、私どもの1号機は、全体30年、4つの工程に分けて解体工事を進める予定にしております。今年まで第1期工事でございますけれども、可能な作業は順調に進んでございます。第2期工事までには、今、燃料プールにございます使用済燃料、722体を再処理工場のほうへ搬出したいというふうに考えてございますけれども、何分、再処理工場の運開が間近にはなっておりますけれども、まだ運開してない状況でございますので、そういった状況を見定めながら、適切に工事を進めてまいりたいと思っております。

せっかくの機会ですので、皆さんの御関心の高い放射性廃棄物のところを少し御説明しようと思っております。

46ページ目を御覧ください。原子力発電所を解体しますと、レベルの異なる放射性廃棄物が発生いたします。いずれも法令区分上は低レベルの放射性廃棄物と言われております。赤の部分が一番高いL1という領域でございます。これは原子炉の回りの設備。しかしながら、御覧のようにほとんどは水色、放射性物質として扱う必要のないものでござい

ます。

物量を御提示しますと48ページ目になります。L1が占めますのがせいぜい数%、全体の85%は実は放射性廃棄物ではないもの、さらには、右の上のほうにございますクリアランスと呼ばれる中間領域、これも適切な法令の対応を進めますと、一般産業廃棄物として処分が可能なものがございます。実際には、量的には非常に少ない放射性廃棄物でございますけれども、今後、適切に処分をしてまいりたいと考えてございます。

以上で私の御説明は終わりますけれども、冒頭、北野が申しあげましたように、原子力以外でも、会社のほう、いろいろ不適切事案が起こっております。原子力については、引き続き安全最優先で様々な工事を進めてまいりますので、皆様方の御指導を引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

それでは、中国電力から説明がありました内容につきまして、質疑に移りたいと思います。

この協議会の委員につきましては、規定上、1号委員である議会及び自治体の方々、2号委員である各種団体の方々、3号委員である行政職員で構成しております。まずは、2号委員である各種団体の方々から質疑をお受けしたいと思っておりますので、御質問等のある方は、挙手をお願いします。こちらのほう、質疑のある方は挙手をお願いします。

短時間でも盛りだくさんの説明でしたので、聞き逃しや分かりづらい箇所があったかと思いますが、何でも結構ですので、お聞きになりたいことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、また後ほどお願いをいたします。

続いて、1号委員及び3号委員の方から質問をお受けしたいと思っておりますので、こちらの列の方、質問のある方は挙手をお願いします。

どうぞ、尾村委員。

○尾村委員 尾村利成と申します。まず、安全対策の問題、それから企業体質の問題、それから核燃料サイクル、3点にわたって簡潔に質問をさせていただきます。

まず、安全対策の問題です。29ページのところで、現時点での工事計画認可申請に係る審査会合の実施状況が書かれております。御説明ありましたように、設置変更許可の申請、そして許可は終わった。今は工事計画認可申請であります。規制委員会のほうから、

その工事計画認可の審査に当たって、中国電力に対して厳しい意見が寄せられているという事は御存じのことと思います。例えて言うと、先ほど防波壁の耐震計算、強度計算などのお話も少しあったと思いますが、防波壁や構造物の問題について、補正書をはじめ、申請書の中で必要な記載の事項が、規制委員会の言葉で言えば、圧倒的に不足していると、中国電力からの設計条件の根拠、エビデンスですね、こういうものが不十分だということで、説明不足も多いということが原子力規制委員会が指摘をしています。その上で、中国電力に対して、安全性への配慮が足りないと、こういうことが、こういう発言が規制官から出されているということは御存じのことと思います。

先ほどの説明の中で、安全最優先だということを強調されました。これ当然のことです。それで、中国電力のほうとしては、再稼働の時期を来年の1月末というふうに御仮定なさっているようですけれども、再稼働ありき、スケジュールありきということではなく、安全対策、安全最優先できちっと審査に向き合うべきだということを、まず1点、申し上げておきたいと思います。

次に、企業体質の問題であります。冒頭、北野本部長からは、中国電力としては地域の信頼が大切だと、それから取組内容をしっかりと説明するんだと、こういう御挨拶をいただきました。そして、この間の不正事案についての謝罪もあったと思います。

どういふことがこの間あったかといえ、いわゆる法人向けの電力販売で、カルテル行為があったと、カルテルを結んだということで、公正取引委員会が独占禁止法違反で課徴金を科したということがありました。1月には何があったかという、景品表示法の違反の疑いを指摘されたではありませんか。すなわち家庭向けの自由料金のメニューが、燃料価格の高騰によって、その規制料金メニューより高くなる可能性が実際ある、で、実際あったわけです。それなのに、料金のメニュー案内に表示してなかったと、こういうことがありました。そして、1月27日には、中国電力の社員が、子会社である中国電力ネットワークのシステムを通じて、新電力の顧客情報を不正閲覧していたと、こういう事実があったわけです。

私は率直に言わせてもらいますけれども、法令遵守の意識が本当に低いということが、昨年の末からこの1月、今年になっても、改めて露呈している。やはり法令を軽視する体質を、これはきちんと改善しないといけない、こういう企業体質で本当に安全な運転ができるのかと、こういう懸念の声が広がっているわけですので、この点は改善を強く求めておきたいと思います。

それから、最後に、1号機の問題で、長谷川さんのほうからは、六ヶ所の再処理工場の話を少しされた。六ヶ所の再処理工場は、完成時期がまた2年延長になった。こういう中で原発の運転をすることによって、行き場のない使用済核燃料がたまっていく。そして、その使用済核燃料がどんどんたまっていくわけですから、再処理工場でも処理ができない、こういう状況になります。だから、プルトニウムを燃やすというプルサーマル計画というのは、今時点でも完全に行き詰まってるということは私は明白だというふうに思うわけです。

2号機の運転に当たって、プルサーマル運転をするということになってるんですよ。このプルサーマルの運転というのは、島根県は2009年3月24日に最終了解した。このときは、島根県と松江市での議論はあったかなかったかといったら、あったわけです。その後、福島原発事故が起きて、出雲、安来、雲南、ここも30キロ圏内で、避難計画をはじめ必要な対策を取らなければならなくなりました。ですから、このプルサーマルの議論というのは、島根県と松江市ではもう今から十数年前、やったにはやったんだけど、まだ、私、これ不十分だと思うけども、だけど、安来、雲南、出雲の皆さん方というのは全く議論になってない。この間の設置変更許可の審査の中でもほとんど議論になっていない。この点で、本部長のほうとしては、しっかりと地域に説明をするという冒頭御挨拶があったわけですから、私はこのプルサーマル運転の問題についても説明をきちっと強めていただきたい、このことは強く求めておきたいと思います。

以上、3点、意見と質問とさせていただきます。

○奈良防災部長 では、中国電力から回答をお願いします。

○北野島根原子力本部長 尾村先生のほうから、3つの御質問をいただきました。いわゆる工事計画に対して説明不足という規制委員会からの指摘、しっかりと向かうべきだという御質問、2つ目が、地域の信頼、まさに私が冒頭説明したカルテル、あるいは景品、そして、いわゆるネットワークの情報閲覧、この件に関してしっかりと法令遵守ができるのかという御質問、そして最後が、プルトニウム、プルサーマル計画というのが行き詰まっている中で、まさにその周辺もまだ説明が不十分であるという御指摘、3つについてお答えさせていただきます。

まず、今、詳細設計である工事計画認可の審査につきましては、昨年春先からスタートしまして、当社としては、順次資料を提出しながらやってきて、先行プラントの過去の経緯も踏まえながらやってきたところでございます。一部、そういった中で、昨年の新型

コロナウイルスの関係で、なかなか他電力の情報が入ってこないというときもありまして、規制委員会のほうから、そういった御指摘を得たことは事実でございますが、この12月に、最終の7回目の補正をした段階で、資料としては整ってきたというふうにも御意見いただいております。また、膨大な資料でございますので、このチェックにつきましてはまだまだ時間がかかるというふうには思っておりますが、引き続き当社としても、先ほどおっしゃられたように、安全最優先でしっかりとチェックをいただきながら、当社として最大限の対応をしていきたいというふうに思っております。

2つ目の地域の信頼の話、まさに原子力部門以外の部分でのこういった話もしっかりと私ども受け止めております。まず、カルテル問題につきましては、もちろん他電力との交渉の中で、また、公正取引委員会に対して意見陳述をしている段階でございますので詳細は申し上げられませんが、反省すべきところは反省するということをやっていきたいというふうに思っております。

また、景品表示法につきましては、記載はしっかりしておったんですが、備考欄で消費者の方々が分かりにくい記載であるという御指摘でございます。書けばいいというものではなくて、消費者の視点に立って書くべきだという御指摘でございます。こちらにつきましても、いわゆる値段が変動する可能性があるということをしっかり表示するということに対する意識が欠けていたという視点につきましては反省していきたいというふうに思っておりまして、適切な対応をしております。

最後に、ネットワークシステムの不正閲覧、こちらにつきましては、2つありまして、一つが、いわゆる営業オンラインの中で、新電力のほうに行かれた方の契約された内容が、一部マスキングがされてなかったものがあったというところでございまして、決してこれは、いわゆる新電力に対するお客様の契約に使ったという実績は現時点ではないのでございますけれども、そういったマスキングが一部不足していたことは事実でございますので、この辺についてもしっかりと原因を究明します。

また、もう一つは、4,000件という数字だけが表に出っておりますが、カスタマーセンターといういわゆる契約をしない、お客様サービスだけをする組織の中で、災害発生時の支援を行うための情報として閲覧できるものでございますが、ここも、契約に直接は関係ありませんが、個人情報の関係から、マスキングがちょっと不足している部分があったというふうな御指摘をいただいております。いずれも報告徴収を受けておりますので、しっかりと対応するとともに、会社を挙げて、こういった法令遵守、改めてしっかりと進め

てまいる所存でございます。

最後、プルサーマルの話でございます。おっしゃるとおり、再処理工場、2024年の上期の竣工時期というふうに延期をなされたところでございます。私ども電力会社、六ヶ所再処理工場につきましては、電力会社としてもしっかりと支援、人を送って、今の審査対応のサポートをしているところでございます。設工認、今、我々がやっている工認と同じものでございますけれども、そういったところが順調に進んできているという評価も規制委員会のほうから得ているところでございます。この2024年の上期の竣工というのは、そういった意味では確度が非常に上がってきて、私どもとしては、この原子燃料サイクルの要である再処理工場の竣工に向けて、引き続き対応してまいるとともに、当社としても、プルサーマルにつきましてはこの再稼働の中では行いませんが、再稼働以降について、できるだけ早期に対応していくということで、いろんな準備を進めているところでございます。

安全協定に基づく事前了解は確かに進んでおりますけれども、一昨年から進めております住民説明会やいろんな議会での説明の中で、私どもは周辺自治体の皆様とは、輸送に関する安全協定の状況もございますので、そういった適切なタイミングをもって説明の場を設けさせていただきたいというふうに申し上げております。しっかりと周辺の自治体や住民の方々も含めて、しかるべきタイミングで御説明をしてまいりたいというふうにございます。地域の皆様の御理解なくして進められないということはプルサーマルも同様と考えておりますので、しっかりと対応してまいります。以上でございます。

○奈良防災部長 ほかに1号委員、3号委員の皆様から御質問ございませんでしょうか。

大国委員。

○大国委員 先ほどに関連して、1点だけ伺いたいですけれども、プルサーマルに関する説明ですけれども、松江市以外のところでも、先ほどの回答ではしかるべくタイミングで説明するという表現でしたけれども、自治体に対しての説明は当然のことなんですけれども、住民を対象にした説明会というのは、私は強く求めておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○奈良防災部長 中国電力さん、お願いします。

○北野島根原子力本部長 私ども先ほど申し上げましたように、しっかりと説明してまいりたいという形でございまして、どのように住民の方々に説明してまいるかにつきましては、各自治体さんとも調整しながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

す。以上でございます。

まだ、現時点ではその段階できておりませんので、ただ、私どもとしては、関係する自治体さんと調整しながら、しっかりと対応してまいるということでございます。以上です。

○奈良防災部長 ほかに質問ございませんでしょうか。

それでは、議題1はこれで終了させていただきます。中国電力の皆様はお席にお戻りください。

それでは、続きまして、議題2、3について、事務局から説明いたします。なお、質問等につきましては、議題3までの説明を行った後、まとめてお受けしたいと思います。

それでは、まず、議題2の①令和4年度島根原子力防災訓練について説明をお願いします。

○小村原子力防災対策室長 島根県原子力防災対策室長の小村でございます。私からは、資料の2を用いまして、令和4年度島根県原子力防災訓練の結果の概要について御説明をさせていただきます。

めくって、1ページを御覧ください。訓練目的として3点上げております。1点目は、防災関係機関相互の連携、防災業務関係者の技術の習熟を図ること、2点目は、住民・学校等の参加により、原子力災害発生時の対応力の向上、原子力防災に対する理解の向上を図ること、3点目は、島根地域全体の避難計画であります島根地域の緊急時対応の避難対策を確認し、教訓や成果を基に改善を図ること、これらを目的として各種の訓練を実施しております。

今年度、訓練の重点項目については2点設けてございます。1つ目は、昨年度は実施できておりませんでしたけれども、実際に車や人が動く実動の避難訓練、こちらにつきまして、多様な交通手段を用いた訓練を実施しております。2点目は、原子力災害発生時の住民の方への避難に関する情報提供に関する訓練でございます。県市のほうで多様な手段を準備しておりますけれども、この手順確認を実施いたしました。

参加機関・参加者数につきましては、4日間を通じまして150機関、約3,470名、住民の方、191名の方に参加をしていただいております。

2ページのほうを御覧ください。こちらの表につきましては、訓練の実施日ごとに、どの訓練を実施したかということを一覧にしたものになってございます。7日につきましては初動対応訓練、広報訓練、緊急時モニタリング訓練、実動組織による住民避難措置等訓練、学校の避難措置等訓練を実施しております。12日土曜日になりますけれども、こ

ちらにつきましては緊急速報メール等による広報訓練、住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練などを実施をいたしております。また、15日には社会福祉施設、19日には病院の避難措置等訓練を実施をいたしました。

めくっていただきまして、3ページ、4ページを御覧ください。こちらにつきましては、今年度、各種避難訓練を実施をしておりますが、どちらからどちらへ移動を行ったか、訓練の実施場所ですとか通りました避難のルート、こういったものをお示ししたのになってございます。

続いて、めくっていただきまして、5ページ、6ページにつきましては、7日、それから12日の訓練の様子を写真のほうでお示しをさせていただいております。

5ページ上段のところは、これは県庁舎内での訓練の様子でございますけれども、初動対応訓練ですとか、テレビ会議を通じた各自治体の対応確認をしている場面等をこちらのほうでお示しをしております。中段のところでございます。海上保安庁の船舶による避難の様子、そして、中国電力のほうに今年度配備をさせていただいております福祉車両による避難の様子、下段のほうには、実動組織ということで、右のほうでございますけれども、消防、それから自衛隊のほうが連携をいたしまして、自衛隊のヘリによって傷病者を搬送する様子、こういった場面の写真を掲載をさせていただいております。

次の6ページのほうでございます。こちらのほうは、避難訓練の関係でございますけれども、上段のところは自家用車を使った訓練ということで、避難退域時検査の様子などを写してございます。中段以降、各市のほうで行った訓練の様子を掲載をしておりますが、バスの避難という場合におきましては、一時集結所、地域の公民館等に集合していただいて、こちらのほうで受付をします。そして、避難退域時検査を通過した後でございますが、避難先の自治体のほうでは、避難経路所というところでまずは受付をいたしまして、開設がされている避難所のほうに移動していただくと、こういった流れになってございます。こういった流れを参加いただいた住民の方に確認をいただきまして、また、右のほうでございますけれども、その避難所のほうでは、居住をするための仮設テントの設置といったところの体験もしていただいたところがございます。

めくっていただきまして、7ページ以降、こちらにつきましては、今年度の原子力防災訓練の評価に関する会議、これを1月の19日に開催しておりますけれども、この会議資料のほうから内容を抜粋したものを、以下、つけさせていただきます。

各ページのほうで訓練の実施項目確認をいただきながら、今年度訓練における特徴的な



部分を中心に御説明をしていきたいと思っております。詳細につきましては、資料のほうをまた御覧いただければと思っております。

8 ページでございます。重点項目の1つ目でございますが、多様な手段による実動避難ということでございまして、まず、島根地域の緊急時対応、避難計画におきましては、一般の住民の方については自家用車またはバスによる避難ということを想定してございます。一方、避難に当たって車椅子ですとかストレッチャーに乗った状態での移動が必要な方、要支援者の方については福祉車両による避難、こういった計画になってございます。今年度、住民の方にも参加をいただき、3年ぶりになりますけれども、広域避難訓練を実施いたしました。その際、訓練では初めてになりますが、自家用車を使用した避難、こういったものを実施してございます。

訓練を通じまして、これはUPZの避難ということで実施をいたしましたけれども、避難先へ向かう前には、避難退域時検査、これを確実に受けていただくということ、また、避難ルート、検査会場といったものを継続的に周知をしていくことの必要性、こういったことを改めて感じたところでございます。

また、自然災害等で避難ルートが通行できないというような状況がありました場合には、代替りのルート、代替ルートというものを設定をする。その上で、道路の復旧、通行を回復するという、こういう計画になってございますけれども、不測の事態ということがあった場合に、この避難を補完する手段ということで、必要に応じて実動組織からの支援を得まして、船舶あるいはヘリを使った避難ということも想定してございます。今年度の訓練におきましては、海上保安庁の船舶を用いた避難、これを初めて実施してございます。また、自衛隊のヘリコプターを用いた避難手順の確認と、こういったことも今年度の訓練で実施をいたしました。

次の9ページのほうを御覧ください。今年度重点項目の2つ目になってまいります原子力災害時における避難情報等の提供ということでございますけれども、今年度特徴的な取組といたしましては、報道・放送を通じた情報提供ということでございまして、テレビ、ラジオ等との協定に基づく運用の手順、この確認を実施しております。その際、このものに合わせまして、訓練同日、訓練と同時間内におきまして、訓練広報というものを、その中でやっていただいたということを今年度はやってございます。

結果でございますが、アンケートの結果から、緊急速報メール、こちらにつきましては、参加された住民の約80%の方、内容を確認できているということでございまして、広報

手段としての有効性というものを改めて確認ができたというふうに捉えてございます。加えて、今年度実施をしましたテレビですとか、そのほか防災メール、防災行政無線等につきましても、全体の3分の1から4分の1の方が確認ができているということでございまして、そのほかの広報車による情報伝達、こういったものも含めまして、引き続き複数の手段を使って確実に伝達をしていくと、この手順の確認や内容の検討というものを行っていくというふうに考えてございます。

10ページ、こちらにつきましては、初動対応訓練と緊急速報メール等による広報訓練についてでございます。初動対応訓練につきましては、今年度も引き続き、地震と原子力災害、この複合災害が発生している状況を想定をいたしまして、事態の進展に応じた場面ごとの対応手順の確認を行っております。緊急速報メール等による広報訓練につきましては、これは昨年度は実施をしておりませんでした、2年ぶりに実施をいたしまして、住民の方への周知、また、各市の職員の習熟を図ったところでございます。

続いて、11ページを御覧ください。住民の避難措置等訓練・避難退域時検査訓練でございます。今年度はO I L判断に基づく住民避難訓練ということでございまして、事故による放射性物質の放出後、原発から5から30キロ圏内におきまして、放射線量の値が基準値を超えたところがあったと、一時移転の必要な地区が発生したという想定で、避難退域時検査訓練、避難訓練を実施をしております。

避難訓練におきましては、県内外の避難先自治体の協力の下で訓練を行いまして、避難先自治体、こちらにおきましても、避難の受入れですとか避難経由所・避難所の運営について理解を深めていただいたところでございます。避難退域時検査訓練につきましては、今年度は道の駅たたらば壺番地を会場に、約50名を配置をいたしまして、自家用車やバス等の検査、こういった手順の確認を行っております。訓練の中では誘導や検査、こちらについては滞りなく実施はできたと考えてございますが、実際の場面を想定しまして、より効率的で確実な検査体制、これを引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

12ページ御覧ください。緊急時モニタリング訓練でございます。こちらにつきましては、初期段階の要員が参集するところ、そして、本部立ち上げに関する訓練、少し時間が飛びまして、放射性物質放出以降で要員が出動し、放射線量の測定ですとか環境中の試料の採取等を行う場面の訓練を行っております。

下のほうでございます。実動組織による避難措置等訓練でございます。先ほど申しました海路、空路避難の訓練に併せまして、海上保安庁による原子力発電所周辺海域での船舶

に対する退避広報、自衛隊によりまず重機を用いた道路啓開、倒木撤去、こういった訓練を実施をいたしております。

次の13ページを御覧ください。社会福祉施設の避難措置等訓練におきましては、障害者支援施設はばたき及び松江学園におきまして、放射線防護対策設備、こちらにつきましては、建物内の気圧を高めまして建物内への放射性物質の侵入を防ぐと、こういった設備でございますが、この設備を活用した屋内退避訓練、また、医療機関の訓練では、今年度鹿島病院におきまして、屋内退避訓練のほか、入院患者の避難先調整に係る訓練、避難誘導訓練等を実施をしております。学校の避難措置等訓練については、今年度も引き続き情報伝達訓練を実施をいたしました。

次の14ページでございます。上段のほうは、警察のほうにおける訓練でございます。警察本部、また、各警察署におきまして、避難経路上の主要交差点における避難誘導訓練、また、避難経路上の信号機を遠隔で一斉に青にできる避難誘導システム、この作動の訓練というものを、今年度初めて実施をしております。

また、今年度その他の要素訓練としまして、新たに、原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルで定めております感染症検査の対応手順の確認、また、経路上で避難住民の方に支援情報、給油ができる場所ですとか救護に関する情報等を提供する支援ポイント、こういったものの試行などをやっております。今後の検討を進めるために活用をしていきたいと考えております。

15ページ以降、各市、県内4市で行った訓練の情報を載せてございます。簡単に触れさせていただきますが、松江市さんにおきましては、7日に、PAZ（鹿島地区）におきまして、在宅の避難行動要支援者の避難誘導に関する訓練を実施をされてございます。前にも申しましたが、中国電力のほうで配備をした福祉車両、ストレッチャー車両をこの訓練の中で活用をしているということでございます。

出雲市につきましては、今回は市内避難を想定した訓練ということでございまして、避難経路所の開設など、市職員による開設、また、受入れ地区の住民の方にも参加いただいたの訓練ということを実施されたと聞いてございます。

次のページでございます、安来市さんにつきましては、県外への避難訓練に、岡山県の鏡野町のほうでございまして、初めて実施されております。また、広報訓練のほうでは、ケーブルテレビによるテロップ放送、あるいは広報車による避難地区の巡回等も実施をされております。

雲南市さんにつきましても、今回、初めて県外、広島県三次市への避難訓練等も実施されております。三次市のほうで住民学習会を実施をされまして、三次市の方から市勢の紹介もいただいたということで、住民の方に理解を深めていただいたということで聞いてございます。

私からの説明は以上になります。

○奈良防災部長 では、続きまして、議題2の②島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について説明してください。

○松尾原子力環境センター長 島根県原子力環境センターの松尾と申します。島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果につきましては、規定によりまして、本安全対策協議会において毎年度報告することになっております。

それでは、資料3によりまして、その調査結果について御説明申し上げます。なお、今回は評価が確定しております直前の1年間、令和3年10月から令和4年9月までの結果について御報告いたします。

まず、1つ目、環境放射線等の調査結果でございますが、大きく分けて2項目調査をしてございます。(1)の空間放射線と(2)の環境試料中の放射能でございます。

(1)の空間放射線につきましては、お手元資料、7ページを御覧いただきますと地図が載っておりますけれども、島根原発から30キロ圏内に24か所、モニタリングポストを設置し、連続測定を行っております。なお、現在は松江市役所建て替え工事に伴いまして測定休止中の末次局を除く23の監視地点で実施をしておりまして、線量率の上昇が見られるような事象につきましては、資料の2ページ、3ページ目のところを御覧いただきますと、それぞれの地点のグラフが示してございますけれども、グラフの中段のところは点線がございます。これが平常の変動幅の上限でございますけれども、各測定の状況としまして、これを超える時期がぽつぽつとございますけれども、気象条件、あるいは現地の画像等を確認しまして、いずれも降水、降雪等によるものということで確認をしてございます。

雨や雪が降ると、なぜ空間放射線量が増えるのかというようなことは疑問に思う方もあるかと思いますが、大気中には一般に漂っている天然放射性物質が雨などと一緒に地上に降ってくるということがございます。それによりまして、一時的に値が高くなるということがございますけれども、ただ、時間とともにそれは消失していくということで、元の値に戻っていくということでございます。以上によりまして、空間放射線につきましては、

島根原子力発電所による影響は認められなかったということで評価をしております。

次に、(2)の環境試料中の放射能についてでございます。これにつきましては5ページ目のところに結果を載せてございますけれども、環境試料、例えば農畜産物、海産生物、土壌、水、ちりなど、そういったものに含まれる放射性物質の種類と量を測定し、放射性物質の環境中の蓄積状況の確認を行ったものでございます。この表の中で真ん中の上のところに、対象ガンマ線放射性核種の説明のところに、セシウム以外のものについての記述がございます。セシウム以外につきましてはいずれも検出がされておられません。ここの表に掲載しております、微量ではございますが、過去の大気圏内核実験などによるものと思われる微量の放射能検出をいたしましたけれども、評価をした結果、いずれも島根原子力発電所による影響は認められなかったという評価をしております。

次に、2つ目の温排水の調査結果でございます。期間中、島根原発におきましては、原子炉の稼働に伴う温排水の放出はありませんが、発電所周辺の海域における水温分布の調査を引き続き実施しているものでございます。

なお、この結果につきましては、6ページ目のところに掲載をしております。それぞれ時期による周辺海域の図を示しております、その中で、水温分布を分かるように表示しております。その凡例につきましては、右上のところに色をつけてございます。そうした形のことになっておりますけれども、いずれの地点、いずれの時期におきましても、こうした塗られた箇所というのは、島根原子力発電所はちょうど各図の真ん中下のところの部分に放出口がございますけれども、いずれも周辺のところ、こうした色の海域が見られなかったということでございます。したがって、詳細な検討を行いましたけれども、温排水に起因する特異な状況は認められなかったということで評価をしております。

そういたしますと、以上が結果の概要でございます。なお、それぞれ具体的な数値等につきまして資料に記載しておりますので、改めて御覧をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○奈良防災部長 それでは、最後に、議題3の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について説明してください。

○周藤地域施策課長 失礼いたします。島根県地域政策課の周藤と申します。私から、資料4によりまして、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について御説明をいたします。

まず、発電施設等の立地地域に対する財政措置としましては、1に記載しておりますよ

うに、電源立地地域対策交付金等が交付されております。県としては、令和3年度は表中の概要欄に記載をしております地域振興関連、防災対策関連の事業、約21億8,000万円を実施しております。2号機が再稼働した場合は、表の右欄にありますように、この交付金について年間約4,000万円の増が見込まれております。また、これとは別に、再稼働に係る一度限り10億円の交付金を受けることができます。この一度切りの交付金は原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金と言いまして、2以下で概要を御説明いたします。

2の(1)に交付の目的、(2)に交付先、交付上限額とありますように、再稼働により住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮した地域振興対策を行えるよう、国から道県に対して交付されるものです。10月に、国が本交付金の規則を改正し、島根県には5億円増の10億円が、また、新たに鳥取県には5億円がそれぞれ交付上限額とされております。(3)に地域振興計画の策定とありますが、交付に当たりましては、それぞれの県が交付金の事業計画等を策定することとなっており、事業期間は、計画の認可年度を含む3か年となります。

3の交付金の配分については、県としましては、知事と松江市長並びに周辺3市長の意見交換等におきまして、原子力防災対策に必要な財政措置についての要望があったことなどを踏まえまして、10億円のうち半分の5億円を立地市、周辺市の4市に対して、核燃料税の配分と同様の割合により配分することとしております。

次に、4の県事業の使途につきましては、避難の実効性を高めるための事業に充当することで、県民生活の利便性も向上させるとした考えの下、県事業といたしましては、原子力災害における避難道路の落石等の道路防災対策を加速する取組を進めることとしており、具体的な箇所について調整を進めております。

5の今後のスケジュールにつきましては、4市や国との協議を行い、3月末に計画を取りまとめる予定でおります。新年度に入りましてから、国の審査委員会での審議を経て、計画の認可を受け、事業着手となる見込みです。

私からは以上でございます。

○奈良防災部長 それでは、事務局から説明しました内容につきまして、一括して質疑を行います。

まずは、2号委員である各種団体の方々からお受けしたいと思っておりますので、御質問等のある方は挙手をお願いします。

どうぞ。今、マイクをお持ちしますので。

○小須賀委員 小須賀と申します。松江市です。

防災の訓練について要望ですけれど、13ページのところで、保育所の記載がなくて、今、5キロ圏内に保育所があると思いますが、先生とかも異動がいろいろありますと、有事の際の初動対応が落ち着いてできますように、どうか保育所のほうも訓練の重点的などころをお願いしたいと思います。

成果のところ、防護区画の形成とありまして大変興味を持ちましたけれど、移動がなかなか難しい場合には、そういった一時的な安全な対応ができればと考えておりますので、お願いします。要望です。

○奈良防災部長 事務局からコメントをお願いします。

○小村原子力防災対策室長 原子力防災対策室の小村でございます。

特に、5キロ圏にもあるということでお話をいただきました。また要望をありがとうございます。

まずは少し御説明をさせていただきますと、学校、それから保育所等のこういったところの方につきましては、警戒事態以降のところ、事故の初期の段階で自宅のほうに帰っていただくということで、保護者の方への引渡しというような、こういった計画になってございます。特に、松江市さんのところになりますけれども、こういった訓練というものもやってございまして、原子力災害時の対応ということにつきましては、訓練等を通じまして確認ということはしっかりやっていくものだと思っておりますので、委員の御意見踏まえて、今後もやっていきたいと思っております。

また、引渡しができなかった場合ということにつきましては、これは松江市総合体育館のほうになります、こちらのほうが緊急の待避所という形になってございまして、こちらのほうで待機をいただいて、そちらで保護者の方に引き渡すと、こういった仕組みもできてございます。これも訓練の中でやってございますので、松江市さんと連携をしまして、こういったところの確認ということは引き続き進めていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○奈良防災部長 ほかに2号委員の方、質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○岸本委員 失礼いたします。雲南市から参りました岸本です。私、初めて参加させていただいたんですけれども、島根県の皆様、あと各自治体の皆様、そして中国電力の皆様が、

このような形で連携されて、避難訓練であるとかしていただいていることを本当に感謝いたします。

あと、雲南市のほうで、昨年、たしかこの原発に関する避難訓練をされたの、ちょっと私、情報をSNSか何かで見たんですけれども、それは自治体のものでした。雲南市、2年前に水害が大きくありまして、そのときに、住民としてちょっと感じたんですけれども、とにかく情報を取りに行くというのがすごく混乱してました。私、子育て世代でもあるんですけど、保護者としての情報の取りに行き方、道路がどこが通れるのか、どんなルートで避難をしていいのかというところがすごく混乱していたのを記憶しております。

この避難訓練の情報等というところで、9ページのところに、防災無線であるとか、あとテレビやラジオ等で情報を発信するというふうに書いておられますけれども、ここにSNSというふうに書いてあったと思います。私、その2年前のときのこの避難ルートマップ、これ見させていただいて、結構、LINEとかで住民の皆様とか友達に、これで情報取りに行けるよというところでいろいろやってたんですけど、やっぱり今は与えられるというだけではなくて、住民が情報を取りに行く、で、情報を取りに行った先が分かりやすいか分かりやすくないかがすごく重要なんじゃないかというふうに思います。なので、どういうふうな形のSNSを使って避難情報を流されているかというのをちょっとお聞きしたくて、質問させていただきます。

○奈良防災部長 事務局からお願いします。

○小村原子力防災対策室長 岸本委員、御意見ありがとうございます。また、評価をいただきまして大変感謝をいたします。

情報提供のことでございますけれども、SNSということではございますと、島根県の公式のフェイスブック等もございまして、手段としてはそういったものを使っておるところでございます。また、先ほども申しさせていただきました、御紹介もしていただいたということですが、ウェブサイトの島根県避難ルートマップというもので、これで避難先ですとか検査会場等を御案内しておりますのと、訓練のときも少しやらせていただいたんですが、こういう情報を発信していますと、避難対象地区がなっていますといった文字情報もそちらのほうで出すような形にはしてございます。機能としてはそういったものを設けてございますけれども、少し資料の中にも書かせていただきましたが、どういった分かりやすい内容を伝えるかというところ、非常に重要だと思っておりますので、そこも含めて、しっかり今後も検討をしていきたいと考えてございます。御意見、大変ありがとうございます。



○奈良防災部長 2号委員の方、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、1号委員、3号委員の皆様から質疑をお受けしたいと思しますので、御質問等のある方は挙手をお願いします。

大国委員。

○大国委員 改めて大国陽介です。

避難計画・訓練について伺いたいですけれども、今日もこの間の避難訓練についての報告があったところですが、基本的には、その行政の関係機関が手順を確認するということが中心で、住民参加191名という報告ですけれども、住民の訓練に対する参加というのは極めて限定的な状況になっていると思います。伺いたいののは、行政機関の関係者が訓練して様々なことを確認する、新たな課題はないのかということをチェックする、これは言わば当然のことだとして、今のこの計画、それから訓練のやり方で、これで万全と言えるのかというところを私は指摘したいなと思っています。

住民も、あるいはその地域にある様々な福祉施設、学校関係、いろいろありますけれども、そこの中の、学校でいうならば先生方、保育所の職員の皆さん、医療機関であればその働く皆さん、絶えず異動等もある、離職等もある、就職等もある、入れ替わってる状況の中で、訓練というのは、実効性を持たせるということであるならば、もう絶えず続けていかなければいけない。住民の側からすると、30キロ圏内だけで46万人と言われる住民が生活する中で、全ての地域の方が1回でも対象になるような訓練というのが、じゃあ、どれだけのスパンでできるのかということを見ると、今のやり方では、かなり無理が生じるといいますか、全ての住民が絶えず、施設職員等も含めて避難に対して万全の体制でいられるかっていうと、私はなかなか正直難しいんじゃないかなというふうにも考えています。

それから、2つ目、2点目で指摘したいのが、寒波が訪れて、松江市内、特に除雪の体制が間に合わなかったということが、この間、報道等でも指摘されています。原子力災害は複合災害が常に想定はされていると思うんですけれども、想定外だったということはもう既に許されないという状況の中で、例えば大雪で除雪が間に合わない、こういう中で災害が発生し、原発にも事故が起きて、避難の必要性が生じた。じゃあ、スムーズに避難できますかという点では、これも、今の計画、それから体制等ではやはり無理があるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、最後ですけれども、新型コロナの感染拡大、今、第八波がどうなのかという

段階ではあるんですが、今後、コロナもこれで終息するかどうか分かりません。それから、新たな感染症が発生するおそれも十分に考えられる中であって、この間、訓練でさえ、コロナの関係で3年ぶりということになりました。ですので、様々な気象状況、それから感染症のことなどを含めて、今の計画や訓練のやり方で果たして万全なのかどうか。知事は避難計画に実効性があるということをおっしゃいました。じゃあ、果たしてこの状態で、万一事故が発生したときに、住民の命や健康が十分に守れるのか、この点について伺いたいと思います。

○奈良防災部長 事務局から回答をお願いします。

○小村原子力防災対策室長 大国委員から御質問をいただきました。3点大きくはあったかと思います。まずは、住民参加191名ということでしたけれども、そういったところも含めて、今の訓練のやり方というところが万全なのかというところ、それから、2点目のところは、今回の除雪、大雪のところも含めまして、こういったところの対応というのはどうなのか、3つ目でございますけど、新型コロナウイルス感染症等もあるというところで、これも訓練でありますとか計画というところがどうなのかということだったかと思います。

少し順に御説明をさせていただければと思いますけれども、まず、訓練のほうでございますけれども、こちらにつきましては、やはり委員にも言っていただきましたけれども、職員に関しても人の異動があるということもございます。今回、訓練後にアンケートというものを、参加された要員の方、それから住民の方にも取ってございます。そういった中では、やはり繰り返しの訓練が必要だということは言っていたいておまして、まず、要員に関しまして、この手順の確認、手順もつくっておりますけれども、その確認、継続的な訓練というものは実施をしていくんだというふうに思っております。

また、住民の方が参加する訓練というのは、これ、コロナの影響もありまして、2年間は中断をしてございましたけれども、やはり参加をしてよく分かったと、机上だけではなくて、参加してよく分かったということもございました。また、周りの方にも伝えていきたいということも言ってございますので、住民の方が参加する訓練、これはやはり継続してやっていくんだろうというふうに思っております。

各市さんのところでも住民の参加のほうも聞いてございますので、今後、まだ来年度、訓練未定でございますが、関係機関とよく相談をいたしまして、住民の方も参加できる訓練というものについては、内容を検討してやっていきたいというふうに思っております。

それから、除雪、雪の関係でございます。少し原子力災害時の大雪等の対応について御説明をさせていただきますと、島根県地域の計画におきましては、まずは大雪等で気象庁から警報が発表されて、外出することで命に危険が及ぶと、こういった状況であれば、無理に避難をせずに屋内退避をして、安全が確保されてから避難をしていただくと、こうなっております。また、冬季の避難経路、道路確保につきましては、これは島根県を含みます道路管理者が除雪計画に基づいて除雪、凍結防止をするということでございますし、特に避難経路につきましては優先的に除雪に努めると、こういったものになってございます。また、緊急の場合には、自衛隊等の実動組織が必要に応じて支援をしていただきまして対応をすると、これが計画でございます。

またでございますけれども、先ほど大国委員からもございました、仮に原子力災害が発生して、その除雪というところで孤立世帯等が発生をしていると、こういった場合には、実動組織に支援をいただきまして、ヘリコプターあるいは船舶等も使って避難をするということでございます。今回の訓練におきましても、ヘリコプターあるいは船ということを活用したものをやっておりますので、引き続き実動組織のこういった手段につきましても、実地の確認という、これは訓練等の中でやっていきたいというふうに考えてございます。

また、新型コロナウイルスも含めまして訓練内容ということでございますけれども、先ほど委員にも言っていただきました、平成30年度以降になりますけれども、これは、複合災害ということで地震との複合災害といった、こういった想定も入れてやっております。また、令和2年度以降、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の流行、こういったものも含めまして、様々な状況を想定して避難対策の手順を確認すると、これも訓練の目的の一つでございます。来年度以降、訓練内容については、今はまだ未定でございますけれども、各関係機関と相談の上、引き続き様々な状況を想定した訓練を検討していきたいというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、計画につきましては、これは実効性を高めていくということでございますし、そのために訓練等を通じて確認をしていくということでございますので、引き続きこの部分については取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○奈良防災部長 ほかに1号委員、3号委員の方、御質問等ございませんでしょうか。

石飛委員。

○石飛委員 失礼いたします。私のほうから、防災訓練の関係について、1点、御質問とお願いがございます。

この防災訓練の意義というのは大変重要なものがありまして、その訓練の手順等を確認し、また、住民の方の理解を促進していくという意味において、非常に有意義なものであるというふうに理解しております。また、この訓練を通じて、一定程度の避難の計画の実効性を担保しているという点も評価しておるところでございますが、こうした避難計画というものが、必ずしも、何ていうんですか、100点というんですか、というのはなかなかないものでございまして、常にそうした改善を図り、充実を図っていくということが必要だというふうに認識しております。

そうした点で、今回の訓練における課題等の振り返りを今後どういうふうにしていただくかを教えていただきたい点と、それから、それについて、雲南市だけではなくて、他地域におけるそうした気づきみたいなものがあれば、そうした点を情報共有いただけると大変に助かるということをお願い申し上げまして、1点、御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良防災部長 では、事務局から手短にお願いします。

○小村原子力防災対策室長 石飛委員のほうからいただきました。まさに、雲南市さんと一緒にやってございますけれども、先般、訓練の評価に関する振り返りの会議ということでやらせていただいております。また、詳細なものを取りまとめをすることにしてございますが、その情報というものは共有をさせていただきまして、来年度以降の訓練に向けて一緒にやらせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○奈良防災部長 ほかに1号委員、3号委員の方、質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、委員の皆様、ありがとうございました。予定していた全ての議題について説明と質疑をさせていただきました。

本日、時間の都合で御発言いただけなかった方や追加の御意見等のある方におかれましては、資料の後ろにつけております意見用紙に御意見等を御記入の上、提出していただければと思っております。

あと、一般参加者の方、大変申し訳ございませんが、本日は時間の都合上、質問をお受けすることができませんでしたので、御意見、御質問がある方におかれましては、同じく資料の後ろにつけております意見用紙に御記入の上、事務局のほうに御提出していただ

ればと思います。

それでは、会議終了時刻になりましたので、閉会に当たりまして、知事から御挨拶を申し上げます。

○丸山会長 本日は長時間にわたりましての説明をお聞き取りいただき、また、幅広い御指摘を頂戴しまして、誠にありがとうございました。いただきました御指摘につきまして、中国電力とともに、行政機関、共有いたしまして、改善、対応を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今もこの2号機につきましては審査続けております。3号機も同様でございますけれども、様々な指摘、厳正な審査に真摯に対応してもらうように、引き続き中国電力には求めてまいりたいと思いますし、また、この原子力発電所の管理者、設置者、運営者として、厳正な運用ができる体制、人員等の整備、教育含めてきちっと行っていただくように、我々としても求めていき、確認をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、再稼働を現状においてやむを得ないということで容認をいたしましたけれども、今日の御議論の中にございましたとおり、避難が十分できるかどうかといったこと、また、中国電力のコンプライアンスの姿勢等々に対する御指摘もいただいたところでございます。そういったところにつきまして、行政、避難を行う中心になります県、関係市、そして国とともに実効性を高めていくこと、そして、この中国電力さんに対しまして、関係者から求められております様々な諸事項に対しまして、社業全般通じて改善を進めてもらうようお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

本日は大変長時間にわたりまして御議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日の会議の内容を踏まえまして、関係者一同、この原子力発電の安全性の確保等々につきまして努力をしていきたいというふうに考えておりますので、引き続きまして、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

○奈良防災部長 ありがとうございました。

これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。